

日本ブランドオークション金沢 運用規程

1. **日本ブランドオークション規約**（以下、「本規約」という。）第1条に基づいて、金沢における当オークションの詳細等を定める目的として、日本ブランドオークション金沢運用規程（以下、「本運用規程」という。）を制定するものとします。本運用規程において用いる用語は、本運用規程に特に定めのない限り本規約に従うものとします。

2. 開催日、開催時間

開催日、開催時間については、あらかじめ主催者が指定するものとしますが、運営状況等により指定の時間から前後する場合があります。なお、主催者の都合等により予定の開催日に開催できない場合は、変更開催日を定め事前にその旨を会員に通知するものとします。

3. 取引方法および取引結果の遵守

日本ブランドオークション金沢（以下、「本オークション」という。）の開催方法については、以下の通りとします。

(1) 主催者の運営する手競り方式を使用したオークション開催により、出品会員（以下、「出品者」という。）、落札会員（以下、「落札者」という。）間の時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類等の取引仲介を行います。

(2) 会員は、本オークションにおける取引の全ての結果を遵守しなければなりません。

4. 消費税

本オークションは入会金、会費、事務諸費用は内税方式、商品落札代金、各手数料等は外税方式です。商品落札代金、各手数料等には別途消費税がかかります。消費税率の改定があった場合は、取引の成立した時点での税率を適用します。

5. 入会方法および入会金

本オークションに入会するには日本ブランドオークション規約第9条の資格を有し、別途事務局より案内する必要書類を提出したうえで主催者の承認を得る必要があります。承認を得た後、入会金を主催者にお支払いいただきます。入会金は11,000円（税込）とし、入会時に全額を支払うものとします。

6. 復会および再入会

月会費の場合は支払われた最終月の翌月から5ヶ月以内、年会費の場合は会員期間の終了月の翌月から5ヶ月以内に復会の手続きが完了し、主催者が認めた場合に限り、復会扱いの処置がとれるものとします。上記の期間を過ぎた場合は再入会扱いとします。

(1) 復会時の入会金は、5. 入会方法および入会金で定める入会金の半額といたします。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

(2) 再入会時の手続きは、5. 入会方法および入会金の定めに従うものとします。

7. 事務諸費用

会員は、本オークションに参加した1開催ごとに以下の金額を主催者に支払うものとします。

事務諸費用各大会につき1人当たり2,000円（税込）

8. 会費

会員は毎月、翌月分の月会費1,100円（税込）を、以下の定めに従い支払うものとします。

(1) 月会費は原則、入会月の翌月から退会月まで継続して支払うものとし、入会月の翌月から3ヶ月分を併せて支払うこととします。

(2) 月会費の支払い方法は、毎月の銀行口座自動引き落としとします。自動引き落としの手続きが完了しない間の月会費は、主催者の指定により振込にて支払うこととします。口座自動引き落としが出来ない場合は、該当年度の月会費をまとめて入会月末（入会日が月末だった場合は翌月末）までに一括で支払うものとします。

(3) 会費は、会員が希望する場合は年会費の支払いを年額にて支払うことができ、その際は年会費12,000円（税込）とします。年会費の支払いは、毎年銀行口座引き落としとし、その際の会員期間は入会月の翌月から1年間とします。

(4) 会員の月会費および年会費は退会等いかなる理由でも返金いたしません。

(5) 月会費および年会費の支払いが無い場合、主催者の判断で退会扱いとすることができません。

9. 手数料

商品取引手数料

1品ごとの商品取引金額に対し、販売手数料は以下の通りとします。

<全商材>		
《商品落札金額》		《販売手数料》
・ 50,000円未満		5%
・ 50,000円以上		3%

10. 送料

日本ブランドオークション金沢 運用規程

本オークションへの出品商品の送料、および落札商品の送料は会員負担となります。但し返品商品、不落札商品に関しての送料は主催者負担となります。

11. 商品の補償

会員による商品の補償範囲は、出品および返品等の商品が本オークション所在地へ到着するまでとし、その補償は会員負担となります。

また、主催者による商品の補償範囲は、商品が本オークション所在地へ到着した時から落札商品および不落札商品等の配送業者への引渡完了時までとします。

12. 決済

- (1) 会員が主催者へ落札した商品の代金や所定の手数料等を支払う場合については、大会前日までに主催者指定の銀行口座への前受金の振込み及び本オークション終了後翌日より、原則として銀行2営業日以内に主催者指定の銀行口座に振り込むものとします。振込手数料は、いずれの場合も振込を行う側の負担とします。本オークション開催日当日に商品を受け取る場合は現金にてお支払いいただき、お渡しする事もできます。
- (2) 落札者は、落札した商品の代金および所定の手数料を主催者にお支払いください。落札商品のお引渡しは支払い後となります。また、決済後に前受金の残金が発生した場合は、本オークション宝石大会、時計大会、バッグ大会全て終了後翌日より原則として銀行2営業日以内に落札者が取引口座として登録した銀行口座に、主催者が前受金の残金を振り込みします。
- (3) 出品者への決済は、本オークション宝石大会、時計大会、バッグ大会全て終了後翌日より原則として銀行2営業日以内に出品者が取引口座として登録した銀行口座に、落札金額から所定の手数料を差し引いた金額を主催者が振り込みします。
- (4) 会員と主催者との間で同時期に相対する精算が発生した場合は、原則として差し引き計算による精算を行います。
- (5) 最高落札額で落札者が決まった時点で商品の所有権は落札者に移転しますが、落札者が定められた期日までに落札商品代金を支払わなかったときは、支払いに代えて当該落札物の所有権を主催者に移転します。
- (6) 落札者は、主催者が定めた期日までに支払いを怠った場合、その結果主催者に損害が生じた場合には主催者の損害金を主催者に支払わなければならないものとします。
- (7) 主催者指定口座は次の通りです。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

金融機関名：みずほ銀行 金沢支店

口座番号：普通預金 3014355

口座名義：カブシキガイシャ ケーブランドオフ

13. 出品における注意事項

- (1) 出品者が、第三者からの委託を受けた商品（以下、「委託品」という。）を出品する場合、出品商品は出品者と当該第三者との間で適法な委託品である場合に限り、出品ができるものとします。このとき、当該委託品について何らかの問題が生じた場合、出品者は自己の責任と負担で解決にあたるものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 出品者が（1）で規定する委託品を出品する場合、主催者は当該委託を証明する書面の提出を求めることがあります。その場合、出品者はその書面の提出を拒むことはできないものとします。
- (3) 出品者は、主催者が指定する期間内に商品情報および付属品情報を指定フォーマット（以下、「出品表」という。）に記載し、番号を記載した荷札（主催者が指定するもの）を付けて発送してください。出品者は、出品する商品および品質に関して本運用規程の内容に不適合がある場合は出品の際の出品表に情報を記載してください。出品表に記載されていない、商品および品質に関して本運用規程の内容に不適合があった際は、後交渉の対象となります。
また、付属品がある場合も必ず出品の際の出品表に情報を記載してください。出品表に記載されていない付属品の補償はいたしかねます。
- (4) 出品者の記載した商品情報に対して、必要に応じて主催者の判断により修正を加える場合があります。また、出品番号は主催者の判断で変更させていただく場合があります。
- (5) 落札成立後における検品結果の相違等に起因するクレームは出品者の責任とします。また、商品の一部または全部を取り外したり分解等を必要とする不具合の確認や、商品および付属品の真贋についても出品者の責任とします。
- (6) 商品お預かり中の取扱いは十分注意しますが、万が一生じた擦り傷等は補償いたしかねます。（但し、機械不良を発生させた場合は主催者が補償します。）
- (7) 出品者がやむを得ず出品を取り消す場合、または主催者の判断で出品を取り消した商品の返却は原則オークション終了後となります。落札成立後の取り消しは原則できません。
- (8) 主催者による検品によって、16. 後交渉 1) 後交渉の概念（1）に該当する場合またはその疑いがある場合は、出品不可とします。但し、その後16. 後交渉 1) 後交渉の概念（1）に該当しないと主催者が認めた場合は、出品可能とします。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

- (9) 本オークションの出品受付時に発行する翌月開催分の箱番号は当月1日より受付いたします。
- (10) 主催者が指定する出品および集荷依頼期間は、毎月11日から月末日3日前までとします。
- (11) 出品者が落札金額に下限を設定（以下、「指値金額」という。）する場合、出品表の指定金額欄に赤字にて指値金額を入力してください。なお、原則指値金額は、50,000円からとします。指値金額が落札予想金額を大幅に上回ると主催者が判断した場合、指値金額の変更をお願いする場合があります。事前に指値金額を設定していない商品の落札金額に関する出品者からの後交渉はいかなる場合であっても受け付けません。
- (12) ひとつの出品番号につき、まとめて出品が可能な上限点数は3点までとさせていただきます。なお、宝石、時計に関してはこの限りではありません。
1. 1点あたり20,000円以上の落札金額が想定される商品は単品でご出品ください。
20,000円以上での落札金額が想定されると主催者が判断した場合、予告なくまとめての出品を単品ごとの出品に変更させていただく場合がございます。
 2. 出品分類ごとに以下の出品方法に従ってご出品ください。
 - ・ダイヤモンドルース4C（カラット,カラー,クラリティ,カット）の評価記載のあるソーティング、鑑定書を付ける事
 - ・ノーブランドジュエリー金性を揃えて出品する事その他主催者が必要と判断した場合においては、ひとつの出品番号にまとめてのご出品をされている場合においても、主催者の判断で予告なく単品での出品に代えることがあります。
- (13) 出品商品については以下注意事項を遵守してください。

【時計】

1. 時計の機械内部および動作に関しては、出品者の保証となります。
※時計の出品の際は、時計の状態を出来る限り詳しく記載してください、記載の無い場合、後交渉の対象となる場合がございますので、ご注意ください。
例) 回路不良、機械不良等
2. 外見で判断できない部分の不良は基本的に出品者保証になります。
例) シリアル消え、バネ棒不良等
但しジャンク、不動等の記載があった場合は、「見た目」で競りを行います。（シリアル消え、ムーブ社外の場合は除く）

日本ブランドオークション金沢 運用規程

3. クォーツおよびソーラークォーツ時計は出品者が動作を確認のうえ出品してください。
クォーツおよびソーラークォーツの動作に関しても出品者保証となります。
4. 主催者による検品時に止まっているクォーツおよびソーラークォーツがあった場合、電池切れと判断し、動作に関して出品者保証の対象となります。
5. 電波時計・GPS時計は動作保証とします。やむを得ず、動作を保証出来ない場合は出品表に「現状」と記載して出品してください。
6. 出品者は、やむを得ず動作を保証が出来ない時計（アンティーク・ヴィンテージを含む）を出品する場合、出品表に「現状」と記載して出品してください。記載が無いものは全て出品者保証となります。
7. 時計の装飾部分は出品者保証となります。装飾部分に関して出品表に記載が無い場合は「ダイヤ純正保証」「ベゼルダイヤ」等を主催者にて記載し出品者保証とします。
8. スマートウォッチの出品は全て「現状」での取扱いとなります。
9. 出品者は、出品表に型式番号を記載してください。
10. ロレックスに関して、出品表に記載された型番は、出品者保証となります。
11. 永久カレンダー等、特殊な機能を持つ時計を出品する場合、出品者は操作方法や取扱い方法をあらかじめ主催者にお知らせください。
12. ロットでの時計出品については内部不良等、全て「現状」、「ブランド保証無し」の取扱いとなります。

【宝石】

1. 出品者は、宝飾品類を出品する場合、重量を計量し出品表にグラムで記載してください。
2. 出品者は、充填およびコーティング、着色、張り合わせ等の合成および処理等が施された商品を出品する場合、それらを必ず出品表に記載してください。
3. 色石類は、出品者が出品表に記載した内容に準じて出品します。落札後の鑑別結果が出品者の申告内容と相違した場合は、後交渉の対象となります。
4. ダイヤモンド一個石0.3ct以上の石目は出品者保証となります。
5. 宝石ルースの代金はガイ計算ではなく、ピース代金です。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

6. 本オークションではCVD（Chemical Vapor Deposition）ダイヤモンドを合成ダイヤモンドとみなし、出品をお断りします。
7. 出品表への宝石の石目記載は左から主石、脇石となるようにしてください。この通り記載されていない場合は、後交渉の対象となります。
8. 出品表に石目の記載が無い場合でも、商品本体に石目刻印がある場合は、主催者にて記載します。
9. 石目を保証しない場合、出品者は出品表に「石目保証なし」と記載して出品してください。なお、「石目保証なし」でも商品本体に石目刻印がある場合は、主催者にて石目を記載し「石目保証なし」と併記します。
10. 出品表に記載されている石目と商品の刻印が実測の石目と相違がある場合、落札者が石目確認の為商品の枠を裁断・分解することがあります。その際、ルールと裁断・分解された枠で返品になる場合があります。
11. 宝石出品の際に石名はダイヤ（D）、枠のダイヤ、メレダイヤ（FD）、ルビー（R）、サファイア（S）、エメラルド（E）以外の物は略称は使用せず、そのまま石名を記載してください。
12. ルース出品でのダイヤおよび色石のメレについての出品は全て「保証なし」での取扱いとなります。

【バッグ】

1. ロットでのバッグ出品については箱、保証書、紙袋等の付属品がある場合、商品の取りまとめが困難な為、主催者の判断で処分させていただく場合がございます。
2. 衣類・靴についてはルイ・ヴィトン、シャネル、エルメスのみの出品受付となります。但し、サングラス、帽子、スカーフ等の小物類はブランド問わず出品対象内となります。
例) ルイ・ヴィトン、シャネル、エルメス以外のジャケット、スカート、パンツ、Tシャツ、靴等は出品対象外となり返却対象とさせていただきます。

【共通】

1. 出品商品に保護テープ等が巻かれている場合、検品の目的で主催者が剥がすことがあります。新品商品等で剥がせない理由がある場合、出品者は商品発送時にあらかじめ主催者にお知らせください。
2. 出品表に記載されている金性がYG、PTの場合は金やプラチナであることの金性保証です

日本ブランドオークション金沢 運用規程

ので含有率は後交渉の対象となりませんが、出品表に「K18」等の金性記載がある商品については出品者の含有率保証となります。

3. 商品の18K、14K等の（いわゆる後Kと呼ばれる）刻印、記載のみの商品に関しての金性は「見た目」となります。K18、K14等の含有率を保証する場合は出品表の備考に「K18（K14）金性保証」等の記載をしてください。
4. 象牙・象牙製品は、希少動植物保護の観点、および「種の保存法」に基づき、出品をお断りします。
5. ガラス製品、陶磁器製品、枝サンゴ等、繊細な取扱いを必要とする商品の出品はお断りします。なお、万が一、出品された場合でも、品質、コンディション等、一切の責任を負いかねます。
6. 装飾部分に関して保証ができない場合は出品表に「ダイヤ保証なし」「装飾部分保証なし」等、「保証なし」と記載をしてください。
7. 商品の参考上代、型式番号、商品詳細等は判る範囲で記載してください。
8. 検品時出品商品10点（1箱）の落札金額が10,000円未満と主催者が予測したとき、主催者の判断でロット（ひと山）にて出品する場合があります。
9. オークションの特性上、下見等で商品に擦り傷等が生じる場合があります。この場合の補償はいたしかねます。
10. オークションの特性上、落札成立後に主催者が必要と判断した場合のみ競り直し、もしくは競り後の引き戻しを行う場合があります。その際、最終落札権利が2番手以降の落札者へ移行し、同時に最終落札金額の変更がやむを得ず発生する場合があります。

14. 下見における注意事項

- (1) 本オークションは下見期間を設けております。下見は予約が必要となります。予約の無い方の下見はお断りさせていただきます。
- (2) 出品商品は全て出品者からの預かり品ですので、下見時の取扱いは丁寧をお願いいたします。故意により故障、キズ、汚れが生じた場合には弁償を求めるものとします。
なお、故意によるものでない場合であっても、故障、キズ、汚れが生じた場合には弁償を求める場合があります。
- (3) 主催者が配布する下見用リスト（以下、「出品リスト」という。）に記載されている参考上代、商品ランク等は出品者の申告および本オークションの基準にて記載しますが、その

日本ブランドオークション金沢 運用規程

情報はあくまで参考、目安となります。

【時計】

1. 時計の機械は、出品者保証となります。ブランド、バンド、電池切れ、社外加工等及び、装飾部分で特に出品者保証がない商品は「見た目」にてお願いします。
2. 時計本体を確認の際、工具の使用はお断りさせていただきます。

【宝石】

出品リストの摘要欄の鑑定書、ソーティングは参考資料としてください。

【バッグ】

バッグのロット、箱ゼリでの出品は全て「見た目」とします。

- (4) 下見に来られる業者様は古物営業許可証を携帯してください。

15. 落札における注意事項

- (1) 最高金額で落札した会員が落札権利を得る事ができます。但し、出品者が設定した指値金額未満の落札金額の場合においては、不落札となる事があります。
- (2) 落札商品が納品されたとき、速やかにその状態を確認し、落札商品と出品リストに相違があった場合、16. 後交渉 1) 後交渉の概念 (2) に定める期間内に、主催者指定の方法で申告してください。また、期間経過後の申告は一切受け付けないものとします。
- (3) 主催者は、商品の真贋について保証いたしません、出品者においての責任範疇にはあたりません。万が一落札後の商品について真贋に異議がある場合は、主催者に根拠となる資料を提出する必要があります。なお、真贋の異議の正当性については、主催者が判断する事とします。
- (4) 出品リストに記載されている商品内容（金性、ブランド、石名、石目、サイズ、重量等）、付属品の有無は全て出品者保証となります。出品リストに記載されていない内容で、落札後の商品について異議がある場合は、主催者に根拠となる資料を提出する必要があります。なお、異議の正当性については、主催者が判断する事とします。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

- (5) 以下の商品に関しては、全て「保証なし」「現状」扱いとし、原則、後交渉の対象外となります。機械等の保証ありません。
- ・ 出品リストに「保証なし」「現状」と記載された商品
 - ・ ロレックスの4桁型式商品
- (6) 原則、機械時計の精度については一切保証いたしかねます。精度交渉は一切受け付けません。
- (7) 宝石ルースの代金はガイ計算ではなく、ピース代金でお願いします。
- (8) 本オークションによる落札者および保留交渉により最終落札者が確定した時点が正式な取引成立の日時、その金額が正式な取引金額となります。
- (9) 本オークション落札商品の発送に関しては宝石、時計は取引成立日の翌日以降、バッグは取引成立日の翌々日以降となります。
- (10) 落札者が、落札した商品をメーカー修理しようとする場合、メーカー提出前に必ず主催者に連絡するものとします。事前連絡がないまま修理提出された場合、修理代金・キャンセル費用等は負担いたしかねます。
- (11) オークションの特性上、落札成立後に主催者が必要と判断した場合のみ競り直し、もしくは競り後の引き戻しを行う場合があります。その際、競り直しを申し出た落札者の落札権利は無くなるものとします。

16. 後交渉

1) 後交渉の概念

- (1) 以下各号の場合に限り、落札者は主催者に対し、落札商品に関する後交渉を申し入れることができるものとします。なお、後交渉の処理は出品者の責任において行われ、主催者の仲介のもと、出品者および落札者双方協力して解決にあたるものとします。
1. 商品および品質に外見上判断できない本運用規程の内容に不適合があった場合。
 2. 出品リストの内容と異なり、合成、処理および後付け処理等が施された商品と判明した場合。
 3. 色石類で本オークション終了後の鑑別の結果、出品リストの内容と異なった場合。
 4. 不正品、盗品、遺失物、およびその疑いのある商品と判明した場合。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

5. その他、主催者が必要と判断した場合。

(2) 主催者への後交渉申し入れ期間は、本オークション開催日翌日から宝石大会は1ヶ月以内、時計大会、バッグ大会は2週間以内とします。その期間を経過した後交渉は一切受け付けません。

但し、メーカー修理等、所定以上の後交渉期間を必要とする場合は、主催者へ後交渉期間の延長連絡のうえ手続きを行ってください。

延長期間は通常、後交渉期間終了後より2週間とし、それ以上必要となる場合は都度、2週間ごとの延長継続の手続きをお願いします。延長継続の手続きがない場合の後交渉は一切お受けいたしません。なお、主催者が必要と判断した場合は、上記の手続きなく申し入れ期間を延長できるものとします。

不正品、盗品、遺失物については 2) 不正品、盗品および遺失物に従うものとします。

(3) 後交渉は (1) に該当する場合のほか、以下に従い申し入れするものとします。

1. 時計の落札後、出品リストに記載がある、もしくは下見時に確認可能な事項（カレンダー・クロノグラフ不良、巻き上げ・リユーズ不良、文字盤汚れ・書き換え、プレス故障、ガラスキズ、「見た目」で判別できる社外品、その他外装に関し本運用規程に不適合があった場合）は、返品、修理代負担、部品交換負担、値引き交渉等の後交渉は受け付けません。
2. アンティーク時計及び、それに付随する年代の時計は全て「見た目」とし、後交渉は受け付けません。
3. 時計でパテックフィリップやアンティークなど、アーカイブ取得後にケースとムーブが違う事実が発覚した商品については後交渉の対象となります。アーカイブ取得には数ヶ月かかることもあるため、商品とアーカイブの内容に相違が認められる場合、取引は無効となり返品の対象となります。また、アーカイブ取得に係る期間が長い場合、交渉の延長連絡は初回のみとし、アーカイブ取得完了の連絡があるまで延長期間とします。アーカイブ取得時に内部の破損等が発覚した場合は後交渉の対象とします。
4. 出品リストに「保証なし」「現状」の記載がある商品は、アーカイブ取得後も後交渉はお受けいたしません。本来の外装飾と異なった色のメッキ処理を行った時計は、2) の不正品とみなします。
5. 本オークション終了後の鑑別、鑑定等の結果が、出品リストの内容と相違した場合は後交渉の対象となります。但し、石目に関してダイヤモンド一個石0.3ct未満は出品リストの内容と相違があっても原則後交渉は受け付けません。また、珊瑚やパール等の寸法についての出品リストの記載サイズは、あくまで参考となります。相違があっても後交渉の対象外となります。
6. 宝飾品類の後交渉で本オークションが判断基準とする鑑別・鑑定機関は、中央宝石

日本ブランドオークション金沢 運用規程

研究所、ジェムリサーチジャパン（以下、GRJ）の2機関とします。上記2機関以外の鑑別・鑑定機関で取得した結果と、上記2機関の結果が異なった場合は上記2機関を優先します。

なお、2機関で結果が異なった場合は、中央宝石研究所を優先します。

7. 宝飾品類の取引成立後の鑑別、鑑定、ソーティング費用は落札者負担とします。但し、結果が出品リストの記載と異なった場合、その費用は出品者が負担するものとします。
8. クロムハーツ等メーカーの正式な回答が得られないブランドは、出品リストにメーカー名が記載されていても後交渉は受け付けません。
9. ブランドジュエリーのメッキ処理および他社仕上げによる後交渉は受け付けません。

2) 不正品、盗品および遺失物

(1) 落札商品が、取引成立後に不正品と判明した場合、本オークション開催日翌日から1年以内は後交渉の対象となります。なお、後交渉の処理は出品者の責任において行われ、主催者の仲介のもと、出品者および落札者は以下各号に従い双方協力して解決にあたるものとします。

1. 当該商品の真贋は、当該商品の製造者、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン、一般社団法人日本流通自主管理協会、および一般社団法人全国質屋ブランド品協会のいずれかの判定および判定基準に準じます。
2. 当該商品が、監督各官庁および当該商品の製造者によって押収、または破壊された場合、出品者は主催者を通じ、落札者に返金するものとします。
3. 主催者は、落札者が、前号により出品者から返金を受ける場合、監督各官庁および当該商品の製造者等により交付された押収、または破壊に関する書類等を主催者に提示し、その複写を出品者に提出するものとします。

(2) 落札商品が、取引成立後、盗品および遺失物と判明した場合、または盗品および遺失物の疑いがあるとされた場合、後交渉の対象となります。なお、後交渉をする為には、監督各官庁および当該商品の製造者等により交付された盗品および遺失物を証明する書類が必要となります（但し、海外での盗品など、客観的に合理的な理由により証明する書類が出せない場合においては、主催者が事実確認をし、後交渉の対象とする場合があります。）。なお、盗品および遺失物の被害者および遺失者への回復は、監督各官庁の判断および法令の定めるところに従い、主催者、出品者および落札者双方は、協力して解決にあたるものとします。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

1. 落札者のもとに商品がある場合には、落札者は主催者を通じ出品者へ商品を返品することができるものとします。
 2. 監督各官庁の指示で、落札者が盗品および遺失物を押収された、または任意提出した場合、落札者は契約を解除したうえで、主催者を通じ出品者へ代金の返還を求めることができるものとします。
 3. 落札者は、前号により出品者から返金を受ける場合、監督各官庁より交付された押収品目録交付書等を主催者に提示し、その複写を出品者に提出するものとします。
 4. 商品を押収、没収された落札者が出品者から返金を受けた後、監督各官庁を通じて弁済金等を受領した際は、主催者にその旨連絡するものとします。
- (3) 返品および返金処理の過程で主催者判断により、出品者および落札者の必要な範囲の情報開示をする場合があります。

17. その他

- (1) 本オークションにおいて「保留」とした商品は主催者によって、出品者へメールなどで本オークション開催日に交渉します。但し、時間の関係上、出品者または落札者との金額交渉が行えず、不成立とする場合もあります。
- (2) 本オークションでの取引に係る全てのデータ、会員情報および商品データは、相場の分析、商品研究、宣伝広告および本オークション改善等に役立てるためにKOMEHYOホールディングスグループで使用します。
- (3) 本運用規程に定めのない事項については、主催者の判断により決定するものとします。

18. 個人情報の取扱い

本オークションによって知り得た会員の個人情報については、入会時に「個人情報の取扱いについて」に同意いただいたうえで、利用目的の範囲内において適切に管理し取扱いします。

19. 変更等

- (1) 主催者は、本運用規程を監督各官庁の指導、法令の変更及び改訂や、主催者が必要と認める場合に合理的な範囲内で変更することがあります。本運用規程の改訂については、HP上にて通知後、1週間後に変更後の規程が有効となります。
- (2) 本運用規程及び本規約に定めのない事項および擬議の生じた事項については、信義誠実の原則に基づき協議のうえ都度解決します。

日本ブランドオークション金沢 運用規程

附則

(1) 本運用規程は以下の通り改訂されています。

平成 22年 5月 7日 改訂

平成 23年 1月 6日 改訂

平成 26年 9月 1日 改訂

平成 27年 3月 1日 改訂

平成 29年 9月 1日 改訂

平成 29年11月 13日 改訂

平成 30年 8月 1日 改訂

平成 30年12月 1日 改訂

令和 元年 6月 10日 改訂

令和 元年12月 3日 改訂

令和 2年 9月 1日 改訂

(2) 本運用規程（最新版）は令和3年6月7日より施行します。これにより、前項の運用規程中、当オークションに関する一般的事項を本規約とし、主として本オークションに関する事項を本運用規程とします。